

金沢市建設事務ディレクター育成費補助金交付要綱

(令和8年6月25日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、建設業における現場技術者の負担軽減や人材の確保を図るため、建設事務ディレクターの育成に要する費用に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設企業 補助金を申請する年度における金沢市建設工事競争入札参加資格又は金沢市役務等入札参加資格（測量業務、建築（設備）コンサルタント業務、土木コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務に限る。）を有し、その主たる営業所を市内に有しているものをいう。
- (2) 建設事務ディレクター 一般社団法人建設ディレクター協会が認定する建設ディレクターの資格を有する者をいう。
- (3) 建設事務ディレクター育成講座 一般社団法人建設ディレクター協会が開催する建設ディレクター育成講座をいう。
- (4) 技術者業務を支援する人材 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 建設事務ディレクター
 - イ 建設事務ディレクター育成講座を受講中の者又は本補助事業において建設事務ディレクター育成講座を受講する者
- (5) 国の助成金 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第124条に基づく人材開発支援助成金（人材育成支援コース助成金に限る。）をいう。

(補助金の交付)

第3条 補助金は、その雇用する者に次に掲げる講座等（国の助成金の交付を受けて実施したものに限る。以下「補助対象講座等」という。）を受けさせる建設企業に対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

- (1) 建設事務ディレクター育成講座

- (2) 建設業に用いるドローン活用のための講座又は講習
 - (3) 建設業に用いる3D CAD活用のための講座又は講習
- (補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助金の補助対象経費、補助率及び補助上限額は、別表のとおりとする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費に別表に掲げる補助率を乗じて得た額と補助上限額のいずれか低い額とする。ただし、算出した補助金の額に10,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(計画の認定等)

第5条 第3条に規定する補助金の交付を受けようとする者は、補助事業に着手する前に、市長が別に定める事業計画認定申請書に関係書類を添えて市長に申請し、補助金の交付の対象となる計画である旨の認定を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等を行い、補助金の交付の対象となる計画であると認定したときは、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

- 3 第1項に規定する申請は、毎年度1回に限り行うことができるものとする。

(計画の変更認定申請等)

第6条 前条第1項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、当該認定に係る計画の変更（市長が別に定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、市長が別に定める事業計画変更認定申請書に関係書類を添えて市長に申請し、当該計画の変更の認定を受けなければならない。

- 2 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(計画の廃止)

第7条 認定事業者は、第5条第2項の規定による認定の通知があった日以後において、当該認定に係る計画を取りやめようとするときは、市長が別に定める事業計画廃止届出書を市長に提出しなければならない。

(計画の認定の取消し)

第8条 市長は、認定事業者（第6条第1項の規定による計画の変更の認定により新たに当該計画の認定を受けたこととなる者を含む。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により当該認定を受けたとき。

(2) 当該認定に係る計画の内容と異なる事業を行ったとき。

(3) 前条に規定する届出書の提出があったとき。

(交付の申請等)

第9条 認定事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、国の助成金に係る助成の決定の通知の日から15日以内の日又は国の助成金に係る助成の決定の通知の日が属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、市長に申請しなければならない。ただし、市長は、必要があると認められるときは、この期限を延長することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該補助金の交付を決定したときは、その旨及び当該確定した額を当該申請をした者に通知する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第4条関係）

補助対象講座等	補助対象経費	補助率	補助上限額
(1) 建設事務ディレクター育成講座	受講料	補助対象経費から国の助成金の額を除いた額の2分の1	180,000円
(2) 建設業に用いるドローン活用のための講座又は講習			
(3) 建設業に用いる3D CAD活用のための講座又は講習			

備考

1 ドローン又は3D CAD活用のための講座又は講習については、技術者業務を支援する人材が受講する場合を対象とする。

2 補助上限額は、第5条第1項の認定を受けた計画ごとに適用するものとする。